

地 産 第 152 号
令和 4 年 5 月 11 日

長岡市寺泊山田1289
足立茂久商店
足立 照久 様

新潟県知事 花角 英世



新潟県伝統工芸品指定通知書

新潟県伝統工芸品指定要綱第4条の規定により、下記のとおり新潟県伝統工芸品に指定します。

記

- 1 工芸品の名称（ふりがな）
寺泊山田の曲物（てらどまりやまだのまげもの）
- 2 工芸品の製造に係る伝統的な技術又は技法
桜皮で綴じる、網を張る
- 3 工芸品の製造に伝統的に使用される原材料名
檜、山桜の皮、真鍮網、鉄網、馬毛の毛網、メザラ
- 4 工芸品の製造市町村名
長岡市
- 5 製造事業者名
足立茂久商店
- 6 指定年月日
令和4年5月11日
- 7 指定番号
第 2 号
- 8 その他
・「新潟県伝統工芸品」の名称は、指定要綱や取扱要領に基づいて適切な範囲で使用すること。